



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	指定公金事務取扱者及び指定納付受託者の指定(株式会社トリニティ航空)	港湾局空港戦略部空港調整課	1
告示	指定納付受託者の指定(株式会社スルッとKANSAI)(王子動物園×阪急神戸線1dayパス)	建設局王子公園再整備本部王子公園再整備課	2
告示	指定納付受託者の指定(株式会社スルッとKANSAI)(阪急-神戸高速線神戸市内土休日フリーきっぷ)	建設局王子公園再整備本部王子公園再整備課	3
告示	指定納付受託者の指定(株式会社スルッとKANSAI)(神戸市バス×王子動物園デジタルセット券)	建設局王子公園再整備本部王子公園再整備課	4
告示	指定納付受託者の指定(株式会社スルッとKANSAI)(神戸市営地下鉄×王子動物園デジタルセット券)	建設局王子公園再整備本部王子公園再整備課	5
告示	指定納付受託者の指定(株式会社スルッとKANSAI)(神戸市営地下鉄×王子動物園デジタルセット券(名谷版))	建設局王子公園再整備本部王子公園再整備課	6
告示	指定納付受託者の指定(株式会社アソビュー)	建設局王子公園再整備本部王子公園再整備課	7
告示	地縁による団体の認可について(舞多聞みついけ自治会)	地域協働局地域活性課	8
告示	特定非営利活動法人の認定	地域協働局地域活性課	9
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止	福祉局監査指導課	10
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定	福祉局監査指導課	11
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の廃止	福祉局監査指導課	12
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定	福祉局監査指導課	14
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の廃止	福祉局監査指導課	16
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(県道 大沢西宮線)	建設局道路管理課	17
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(県道 有馬山口線)	建設局道路管理課	18
告示	神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更	経済観光局農政計画課	19
告示	指定納付受託者の指定(アマノ株式会社)	港湾局神戸港管理事務所	20
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局東部建設事務所	21
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	24
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	26
告示	地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に関する出納取扱金融機関等について	会計室会計課	29
告示	指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関について	会計室会計課	30
公告	建築基準法による建築協定の認可及び建築協定書の縦覧(学園緑が丘(小東山5丁目)南地区建築協定)	建築住宅局建築指導部建築安全課	31
公告	開発行為に関する工事の完了(西区玉津町)	都市局都市計画課	32
公告	都市公園の拡張(井吹台谷口公園)	建設局公園部管理課	33
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の廃止	水道局給水課	34
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の廃止	水道局給水課	35

神戸市告示第 325 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定のうえ、現金徴収業務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。また同様にキャッシュレス決済業務について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定のうえ、当該業務を委託したので、同条第 2 項の規定により併せて告示する。

令和 8 年 9 月 11 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者の指定を受けた者
東京都港区新橋 5 丁目 2 3 ー 5 ASOOM 新橋 11 階
株式会社トリニティ航空 日本代表者 卞 相文
- 2 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入
神戸空港条例別表第 2（第 19 条関係）（1）の使用料
- 3 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者として指定した日
令和 8 年 9 月 9 日
- 4 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者に公金事務を委託した日
令和 8 年 9 月 9 日

神戸市告示第326号

「王子動物園×阪急神戸線1dayパス」の販売に関わるキャッシュレス決済等業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により併せて告示する。

令和8年9月11日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定納付受託者の指定を受けた者

大阪府大阪市浪速区港町2丁目1-57

株式会社スルッとKANSAI

IC事業本部 石田 祐司

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入

王子動物園入園料

3 指定納付受託者との指定期間

2026年9月11日から2026年11月29日まで

4 指定日

2026年9月11日

神戸市告示第327号

「阪急-神戸高速線 神戸市内 土休日フリーきっぷ（王子動物園入園券付き）」の販売に関わるキャッシュレス決済等業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により併せて告示する。

令和8年9月11日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定納付受託者の指定を受けた者

大阪府大阪市浪速区港町2丁目1-57

株式会社スルッとKANSAI

IC事業本部 石田 祐司

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入

王子動物園入園料

3 指定納付受託者との指定期間

2026年9月11日から2026年11月29日まで

4 指定日

2026年9月11日

神戸市告示第328号

「神戸市バス×王子動物園デジタルセット券」の販売に関わるキャッシュレス決済等業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により併せて告示する。

令和8年9月11日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定納付受託者の指定を受けた者

大阪府大阪市浪速区港町2丁目1-57

株式会社スルッとKANSAI

IC事業本部 石田 祐司

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入

王子動物園入園料

3 指定納付受託者との指定期間

令和8年9月11日から令和8年11月29日まで

4 指定日

令和8年9月11日

神戸市告示第329号

「神戸市営地下鉄×王子動物園デジタルセット券」の販売に関わるキャッシュレス決済等業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により併せて告示する。

令和8年9月11日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定納付受託者の指定を受けた者

大阪府大阪市浪速区港町2丁目1-57

株式会社スルッとKANSAI

IC事業本部 石田 祐司

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入

王子動物園入園料

3 指定納付受託者との指定期間

2026年9月11日から2026年11月29日まで

4 指定日

2026年9月11日

神戸市告示第330号

「神戸市営地下鉄×王子動物園デジタルセット券（名谷版）」の販売に関わるキャッシュレス決済等業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により併せて告示する。

令和8年9月11日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定納付受託者の指定を受けた者

大阪府大阪市浪速区港町2丁目1-57

株式会社スルッとKANSAI

IC事業本部 石田 祐司

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入

王子動物園入園料

3 指定納付受託者との指定期間

2026年9月11日から2026年11月29日まで

4 指定日

2026年9月11日

神戸市告示第331号

「王子公園駐車場事前予約」事業に伴う駐車場使用料徴収に関わるキャッシュレス決済等業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により併せて告示する。

2026年9月11日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定納付受託者の指定を受けた者

東京都品川区大崎1-11-2ゲートシティ大崎イーストタワー8F
アソビュー株式会社

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入

王子公園駐車場使用料

3 指定納付受託者との指定期間

2026年9月11日から2026年11月29日まで

4 指定日

2026年9月11日

神戸市告示第342号

地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年9月24日

神戸市長 久 元 喜 造

1 名称

舞多聞みつけ自治会

2 規約に定める目的

本会は、舞多聞みつけの住民が主体となり、住み続けたいと思えるまちづくりを推進するために、良好で安心・安全な住環境の維持・創出を目的として、以下の活動を行う。

- (1) 住民相互の親睦を図ること
- (2) 防災・防犯及び環境美化に関すること
- (3) 緑地及び里山保全活動に関すること
- (4) 建築協定及び緑地協定との連携に関すること
- (5) 行政及び他関係機関との連絡調整に関すること
- (6) その他本会の目的達成に必要な事項

3 区域

本自治会の対象区域は神戸市垂水区舞多聞東3丁目区域（地番2-1から3-12及び5-1から8-10）とする。

4 主たる事務所

神戸市垂水区舞多聞東3丁目8番8号

5 代表者の氏名

松岡 静男

6 代表者の住所

神戸市垂水区舞多聞東3丁目8番8号

7 裁判所による代表者の職務執行の停止

なし

8 職務代行者の選任

なし

9 代理人

なし

10 規約に定めた解散の事由

本会は、総会において全会員の4分の3以上の同意により解散する。

11 認可年月日

令和8年9月11日

神戸市告示第343号

次の特定非営利活動法人について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項の規定に基づく認定を行ったので、同法第49条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年9月24日

神戸市長 久 元 喜 造

法人名	特定非営利活動法人スロラニュープロジェクト
代表者	飯塚 由美子
所在地	神戸市垂水区狩口台4丁目31番505号
目的	この法人はカンボジアなど発展途上国の貧困から生まれる「飢餓」「病気」「障害」などにより失われる子どもの命を一人でも救い、その子どもたちに「栄養のある食事」「清潔な住まい」そしてなにより、「温かい大人の愛情」を与えることにより健やかに成長することを援助する。また、学校建設などの「教育支援」や自立に向けた「就労支援」も活動の一つとして取り組む。このような過程を経て一人の自立した青年を育てることでカンボジアの発展に寄与することを目的とする。さらに日本において、弱者といわれる高齢者や障害者の日常生活や社会生活の支援を行うとともに、生きがい支援の一環として発展途上国の子どもへの支援物資作り等を行うことで地域福祉の充実に寄与することを目的とする。
有効期間	5年間（令和8年9月7日から令和13年9月6日まで）

令和8年9月24日 神戸市公報第3981号

神戸市告示第344号

次の事業者について、介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 3 第 2 項第 4 号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第 10 条第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 24 日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所名称	事業所所在地	申請者法人名	申請者所在地	廃止年月日	サービス種類
2870501117	特定非営利活動法人ライフサポートアロエ	兵庫県神戸市兵庫区佐比江町 52-2 畑マンション 4 階 402 号室	特定非営利活動法人ライフサポートアロエ	兵庫県神戸市兵庫区佐比江町 52-2 畑マンション 4 階 402 号室	令和 8 年 8 月 31 日	介護予防訪問サービス
2870501117	特定非営利活動法人ライフサポートアロエ	兵庫県神戸市兵庫区佐比江町 52-2 畑マンション 4 階 402 号室	特定非営利活動法人ライフサポートアロエ	兵庫県神戸市兵庫区佐比江町 52-2 畑マンション 4 階 402 号室	令和 8 年 8 月 31 日	生活支援訪問サービス
2870801251	デイサービスセンターしおや	兵庫県神戸市垂水区塩屋町 3 丁目 9-20	有限会社マイロード	兵庫県神戸市垂水区塩屋町 3 丁目 16-17	令和 8 年 8 月 31 日	介護予防通所サービス

令和8年9月24日 神戸市公報第3981号

神戸市告示第345号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和8年9月24日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2870604135	will 神戸	兵庫県神戸市長田区長楽町六丁目2番29号 チャレンジビル2階	株式会社スフィード	兵庫県神戸市長田区長楽町六丁目2番29号 チャレンジビル3階	令和8年9月1日	介護予防訪問サービス
2870604135	will 神戸	兵庫県神戸市長田区長楽町六丁目2番29号 チャレンジビル2階	株式会社スフィード	兵庫県神戸市長田区長楽町六丁目2番29号 チャレンジビル3階	令和8年9月1日	生活支援訪問サービス
2875205672	訪問介護ステーション マメしば	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬31-1 ファルファアラ207号室	株式会社ベルアージュ	兵庫県神戸市西区玉津町西河原158番地の1	令和8年9月1日	介護予防訪問サービス

令和8年9月24日 神戸市公報第3981号

神戸市告示第346号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項並びに第115条の5第2項及び第115条の25第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第85条第2号並びに第115条の10第2号及び第115条の30第2号の規定により告示する。

令和8年9月24日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所名称	事業所所在地	申請者法人名	申請者所在地	廃止年月日	サービス種類
2875103646	123 ケア	兵庫県神戸市中央区中町通4-1-6-402	一般社団法人123 ケア	兵庫県神戸市中央区中町通4-1-6-402	令和8年8月7日	訪問介護
2870604036	ヘルパーステーション 詩	兵庫県神戸市長田区若松町1丁目6-8 ミスガハイツ 若松町 201	合同会社 詩	兵庫県神戸市長田区若松町1丁目3番6号	令和8年8月10日	訪問介護
2870800535	ファボール 星陵	兵庫県神戸市垂水区星陵台4丁目4-43	社会福祉法人神戸協和会	兵庫県神戸市灘区鶴甲1-5-1	令和8年8月14日	居宅介護支援
2870603889	らくらく介護 ありがとう	兵庫県神戸市長田区大塚町4丁目1-11-201	一般社団法人ありがとう	兵庫県加古川市平岡町中野212番地の5 万葉ハイツ東加古川 408号	令和8年8月16日	訪問介護

令和8年9月24日 神戸市公報第3981号

2860190186	訪問看護ステーション うさぎ東事業所	兵庫県神戸市東灘区岡本3丁目 10-16 アメニティーコート109号	コウダイケ アサービス株式会社	兵庫県神戸市中央区八幡通三丁目 1番14号 サンシポートビル3F	令和8年8月31日	介護予防訪問看護
2860190186	訪問看護ステーション うさぎ東事業所	兵庫県神戸市東灘区岡本3丁目 10-16 アメニティーコート109号	コウダイケ アサービス株式会社	兵庫県神戸市中央区八幡通三丁目 1番14号 サンシポートビル3F	令和8年8月31日	訪問看護
2870501117	特定非営利活動法人ライフサポートアロエ	兵庫県神戸市兵庫区佐比江町52-2 畑マンション4階402号室	特定非営利活動法人ライフサポートアロエ	兵庫県神戸市兵庫区佐比江町52-2 畑マンション4階402号室	令和8年8月31日	訪問介護
2870504251	居宅介護支援事業所ナイス plan	兵庫県神戸市兵庫区上沢通5丁目 1-17 ラ・ルミエール藤井403号室	合同会社スマイルアルファ	兵庫県神戸市東灘区岡本3丁目5-16-1・2階	令和8年8月31日	居宅介護支援
2870801970	マイライフ居宅介護支援事業所	兵庫県神戸市垂水区塩屋町3丁目 10-13	有限会社マイロード	兵庫県神戸市垂水区塩屋町3丁目 16-17	令和8年8月31日	居宅介護支援

令和8年9月24日 神戸市公報第3981号

神戸市告示第347号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文並びに第46条第1項本文及び第58条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10並びに第85条及び第115条の30の規定により告示する。

令和8年9月24日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2870504376	特別養護老人ホーム花みさき（Ⅲ）	兵庫県神戸市兵庫区浜中町1丁目17番3号	社会福祉法人神戸花みさき	兵庫県神戸市兵庫区浜中町一丁目16番18号	令和8年9月1日	介護予防短期入所生活介護
2870504376	特別養護老人ホーム花みさき（Ⅲ）	兵庫県神戸市兵庫区浜中町1丁目17番3号	社会福祉法人神戸花みさき	兵庫県神戸市兵庫区浜中町一丁目16番18号	令和8年9月1日	短期入所生活介護
2870604135	will 神戸	兵庫県神戸市長田区長楽町六丁目2番29号 チャレンジビル2階	株式会社スフィード	兵庫県神戸市長田区長楽町六丁目2番29号 チャレンジビル3階	令和8年9月1日	訪問介護
2870604143	湊川ケア居宅介護支援事業所	兵庫県神戸市長田区長田天神町5丁目6番9号-102	ロイヤルハウス有限公司	兵庫県神戸市長田区房王寺町六丁目1-45-201	令和8年9月1日	居宅介護支援

令和8年9月24日 神戸市公報第3981号

2875003101	オアシス神戸北 居宅介護支援事業所	兵庫県神戸市北区淡河町野瀬 715	社会福祉法人ジェイエイ兵庫六甲福祉会	兵庫県伊丹市中央4丁目5番6号	令和8年9月1日	介護予防支援
2875205581	A n y C a r e ケアプランセンター	兵庫県神戸市西区学園東町6丁目2-10	株式会社S & H	兵庫県神戸市垂水区名谷町湯屋谷 2251	令和8年9月1日	介護予防支援
2875205672	訪問介護ステーションマメしば	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬 31-1 フアルファアラ 207 号室	株式会社ベルアージュ	兵庫県神戸市西区玉津町西河原 158 番地の 1	令和8年9月1日	訪問介護

神戸市告示第348号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和8年9月24日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所名称	事業所所在地	申請者法人名	申請者所在地	廃止年月日	サービス種類
2870801251	デイサービスセンター しおや	兵庫県神戸市垂水区塩屋町3丁目 9-20	有限会社マイロード	兵庫県神戸市垂水区塩屋町3丁目 16-17	令和8年8月31日	地域密着型 通所介護

神戸市告示第349号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年9月25日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年10月8日まで一般の縦覧に供する。

令和8年9月24日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
県道	大沢西宮線	神戸市北区八多町上小名田 コノ木1038番1地先から	新	11.20	最大 25.80 最小 14.20
		神戸市北区八多町上小名田 コノ木1048番3地先まで	旧	11.20	最大 21.70 最小 9.00

神戸市告示第350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年9月25日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年10月8日まで一般の縦覧に供する。

令和8年9月24日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
県道	有馬山口線	神戸市北区有馬町字中ノ畑 199番28地先から	新	115.20	最大 7.50 最小 7.00
		神戸市北区有馬町字中ノ畑 199番10地先まで	旧	115.20	最大 7.80 最小 5.30

神戸市告示第351号

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成8年4月条例第10号）第18条第7項の規定に基づく里づくり計画の変更の認定を行ったので、同条第8項において準用する同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年9月24日

神戸市長 久 元 喜 造

1 変更認定する里づくり計画

布施畑里づくり計画

2 変更の内容

土地利用計画の変更

神戸市告示第352号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年9月24日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者
神奈川県横浜市港北区大豆戸町 275 番地
アマノ株式会社
パーキング事業本部長 服部 和久
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
キャッシュレス決済を利用して納付する中突堤駐車施設（メリケン駐車場）の使用料
- 3 指定納付受託者として指定した日
令和8年8月3日
- 4 指定納付受託者による納付の委託を開始する日
令和8年9月1日

神戸市告示第353号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条、第12条第2項、第23条の2及び第23条の3の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年9月24日

神戸市長 久 元 喜 造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先

別表のとおり

2. 保管期間

この公示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3. 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4. 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5. その他

この公示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この公示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和8年9月24日 神戸市公報第3981号

別表

自転車等の保管 及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は 放置されていた場所	撤去し、及び保管した 自転車等の台数	撤去し、及び 保管した年月日	問い合わせ先
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R 住吉駅周辺	自転車 6 台	令和8年8月4日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	摂津本山駅周辺	自転車 4 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	阪急御影駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	深江駅周辺	自転車 4 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	青木駅周辺	自転車 5 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	魚崎駅周辺	自転車 3 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘駅周辺	自転車 3 台	令和8年8月6日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	摩耶駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1 台		
	王子公園駅周辺	自転車 2 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	新在家駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲道駅周辺	自転車 33 台	令和8年8月7日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 2 台		
	魚崎駅周辺	自転車 11 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	J R 住吉駅周辺	自転車 6 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	摂津本山駅周辺	自転車 4 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	甲南山手駅周辺	自転車 2 台	令和8年8月17日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	阪急御影駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	灘駅周辺	自転車 2 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	六甲駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲道駅周辺	自転車 29 台	令和8年8月19日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1 台		
	J R 住吉駅周辺	自転車 2 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1 台		
	摂津本山駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	岡本駅周辺	自転車 1 台		

別表

	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	阪急御影駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	深江駅周辺	自転車	5 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	魚崎駅周辺	自転車	3 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	阪神御影駅周辺	自転車	4 台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車	0 台	令和8年8月21日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	1 台	
	灘駅周辺	自転車	3 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	大石駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	摩耶駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	王子公園駅周辺	自転車	5 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	六甲道駅周辺	自転車	26 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	東灘区管内	自転車	19 台	令和8年8月24日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	1 台	
	魚崎駅周辺	自転車	22 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	2 台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘区管内	自転車	10 台	令和8年8月26日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	1 台	
	灘駅周辺	自転車	2 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	王子公園駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1 台	
	六甲駅周辺	自転車	8 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	

神戸市告示第354号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条、第 12 条第 2 項、第 23 条の 2 及び第 23 条の 3 の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 24 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで。

イ 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

(2) 名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後 3 時から午後 7 時まで。

（ただし、即時撤去日より 7 日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和8年9月24日 神戸市公報第3981号

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 16台 原動機付自転車 0台	令和8年8月4日	神戸市須磨区妙法寺字ヌメリ石1番地の1 建設局西部建設事務所 電話742-2468
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 0台	令和8年8月5日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 35台 原動機付自転車 0台		
須磨区西落合6丁目1番名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和8年8月6日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 8台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和8年8月7日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
須磨区西落合6丁目1番名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	令和8年8月12日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	板宿駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	令和8年8月18日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 42台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車 0台	令和8年8月19日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 12台 原動機付自転車 1台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 18台 原動機付自転車 0台	令和8年8月20日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
須磨区須磨浦通2丁目2番須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和8年8月21日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 22台 原動機付自転車 0台	令和8年8月22日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 33台 原動機付自転車 0台	令和8年8月25日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	令和8年8月26日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 1台		

神戸市告示第355号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条、第 12 条第 2 項、第 23 条の 2 及び第 23 条の 3 の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 24 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先
別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
三宮保管所及び湊町保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
イ 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
（日曜日、祝日及び 12 月 28 日から 1 月 4 日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	中央区長期放置	自転車 11 台 原動機付自転車 0 台	令和8年8月1日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 50 台 原動機付自転車 0 台	令和8年8月3日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台	令和8年8月4日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 40 台 原動機付自転車 0 台	令和8年8月6日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	駐輪場内	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台	令和8年8月10日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 49 台 原動機付自転車 0 台	令和8年8月13日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	駐輪場内	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 51 台 原動機付自転車 0 台	令和8年8月17日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10 台 原動機付自転車 0 台	令和8年8月22日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 18 台 原動機付自転車 0 台	令和8年8月24日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 16 台 原動機付自転車 0 台	令和8年8月25日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 43 台 原動機付自転車 0 台	令和8年8月27日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	駐輪場内	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		

令和8年9月24日 神戸市公報第3981号

兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	兵庫区長期放置	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	令和8年8月1日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7 台 原動機付自転車 0 台	令和8年8月4日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 12 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 11 台 原動機付自転車 0 台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台	令和8年8月7日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 8 台 原動機付自転車 0 台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 12 台 原動機付自転車 0 台	令和8年8月10日
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 10 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台	令和8年8月14日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8 台 原動機付自転車 0 台	令和8年8月18日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 12 台 原動機付自転車 1 台	
	兵庫区長期放置	自転車 9 台 原動機付自転車 0 台	令和8年8月19日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台	令和8年8月21日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11 台 原動機付自転車 0 台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8 台 原動機付自転車 0 台	令和8年8月24日
	駐輪場内	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和8年8月26日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11 台 原動機付自転車 2 台	
	駐輪場内	自転車 4 台 原動機付自転車 1 台	
	兵庫区長期放置	自転車 9 台 原動機付自転車 0 台	令和8年8月29日

神戸市告示第356号

地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に関する出納取扱金融機関等について（昭和39年3月告示第138号）の一部を次のように改正し、令和8年10月1日から施行する。

令和8年9月24日

神戸市長 久 元 喜 造

第3項第1号中「株式会社りそな銀行」並びに「株式会社関西みらい銀行」を削る。

第3項第8号に「株式会社りそな銀行」並びに「株式会社関西みらい銀行」を加える。

神戸市告示第357号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関について（昭和 39 年 3 月告示第 137 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

令和 8 年 9 月 24 日

神戸市長 久 元 喜 造

第 3 項第 1 号中「株式会社りそな銀行」並びに「株式会社関西みらい銀行」を削る。

第 3 項第 8 号に「株式会社りそな銀行」並びに「株式会社関西みらい銀行」を加える。

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定による建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により公告します。

この建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、関係人の縦覧に供します。

令和8年9月11日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称
学園緑が丘（小東山5丁目）南地区建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市垂水区小東山5丁目1番地1 他
- 3 縦覧期間
令和8年9月11日から同年10月16日まで
- 4 連絡先
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話(078)595-6555

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告します。

令和 8 年 9 月 24 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市西区玉津町出合字出合屋敷 88 番 1、88 番 3、88 番 4、88 番 5、88 番 6、88 番 7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都西東京市東伏見 3 丁目 6 番 19 号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕
- 3 許可番号
令和 8 年 2 月 10 日 第 8285 号
(変更許可 令和 8 年 8 月 27 日 第 2311 号)

神戸市公告

都市公園を拡張するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和8年9月24日

神戸市長 久 元 喜 造

1 拡張する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
井吹台谷口公園	西区井吹台西町7丁目 西区井吹台西町8丁目	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	拡張

(2)供用開始の年月日

令和8年9月24日

神戸市水道告示第20号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和8年9月24日

神戸市水道事業管理者 坂 田 昭 典

指定番号	名称	所在地	代表者	廃止年月日
42514	カレントファシリティ	神戸市垂水区神陵台8丁目14番10号	松本 真壽	令和8年9月29日
42602	悠和環境	神戸市長田区明泉寺町2丁目9番3－2号	中須 悠介	令和8年9月29日

神戸市水道告示第21号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和8年9月24日

神戸市水道事業管理者 坂 田 昭 典

指定番号	名称	所在地	代表者	廃止年月日
40158	小島商会	神戸市西区竜が岡4丁目18-6	小島 七吉	令和8年8月7日
40184	(株)コーポレーションナガヤマ	加古郡稲美町六分一1354-3	長山 善之	令和8年8月8日